令和　　年　　月　　日

質　　問　　書

岡山市 財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課　宛

　ＦＡＸ　０８６－８０３－１７６０

　E-mail　zaisankanri@city.okayama.lg.jp

　　　　　　　　　　　　　　　（質問者）

　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

|  |  |
| --- | --- |
| 質問項目 |  |
| 質問内容 |  |

※　質問がある場合は、本質問書を令和６年１月２６日（金曜日）午後５時までに、岡山市財政局財務部財産活用マネジメント推進課まで持参又はファクシミリ・電子メールで提出してください。

　　なお、ファクシミリ又は電子メールの場合は、送信後、電話にて財産活用マネジメント推進課（TEL.086-803-1150）に到着を確認してください。

※　質問項目については「基本仕様書　Ｐ○○ 番号○○ の ○○○○について」等、具体的に記入してください。

※　質問への回答については、令和６年１月３１日（水曜日）午後５時１５分までに岡山市公式ウェブサイトに掲載します。

　　なお、質問者名は公表しません。

見　　積　　書

令和　　年　　月　　日

岡　山　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　岡山市自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 公募グループ | 自動販売機納付金料率 | | | | |
|  |  |  | ． |  | ％ |

【注意事項】

　○ 岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。

　○ 見積りする公募グループについて、自動販売機納付金料率を記入すること。

　○ 設置の許可に係る使用料及び光熱水費等相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。

　○ 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。

　○ 自動販売機納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を用い、小数第一位まで記入すること。

　○ 自動販売機納付金料率は、自動販売機ごとの売上額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対して、市へ納付する販売手数料率を記入すること。

見　　積　　書

**記 載 例**

令和 〇 年 ○ 月 ○ 日

岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。

岡　山　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地　　岡山市北区大供一丁目○○－○○

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称　　　株式会社○○○○

**印**

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　○○○　　○○　○○　　　　印

　岡山市自動販売機設置事業者募集において、私は、募集要項、基本仕様書、物件別仕様書及び関係書類（図面等）並びに設置箇所等熟知承諾のうえ、次のとおり提出します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 公募グループ | 自動販売機納付金料率 | | | | |
| **３** | ○ | ○ | ． | ○ | ％ |

【注意事項】

　○ 岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。

　○ 見積りする公募グループについて、自動販売機納付金料率を記入すること。

　○ 設置の許可に係る使用料及び光熱水費等相当額については別途徴するため、自動販売機納付金には含めないこと。

　○ 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。

　○ 自動販売機納付金料率は、アラビア数字（算用数字）を用い、小数第一位まで記入すること。

　○ 自動販売機納付金料率は、自動販売機ごとの売上額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対して、市へ納付する販売手数料率を記入すること。

封筒記載例（見積書の郵送又は持参）

※書留又は簡易書留郵便による郵送あるいは持参に限る。

①参加者名

②所在地

③連絡先電話番号

④担当者名

⑤件名：岡山市自動販売機設置事業者募集

⑥公募グループ番号

　　　１、５

⑦開札日　令和６年２月１４日

　見積書在中

中封筒（表）

中封筒（裏）

※封印に使用する印は、参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。

**印**

**印**

**印**

見　積　辞　退　届

外封筒（表）

※裏側左下部に参加者名を記載してください。

７００－８５４４

岡山市北区大供一丁目一番一号

岡山市財政局財務部

財産活用マネジメント推進課　行

令和６年２月14日開札

岡山市自動販売機設置事業者募集

見積書在中

外封筒（裏）

※必ず朱書きしてください。

参加者名

令和　　年　　月　　日

岡　山　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　令和　　年　　月　　日開札の岡山市自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

|  |
| --- |
| 公募グループ番号 |
|  |

【注意事項】

　○ 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。

　○ 使用する印は、岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。記名押印のないもの及び他の印鑑を使用した場合は、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。

　○ 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。

　○ 辞退する公募グループごとに提出してください。

見　積　辞　退　届

**記 載 例**

令和○○年○○月○○日

岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印を使用すること。

岡　山　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地　　岡山市北区大供一丁目○○－○○

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称　　　株式会社○○○○

**印**

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　○○○　○○　○○　　　　　　印

　令和〇〇年〇〇月〇〇日開札の岡山市自動販売機設置事業者募集において、都合により下記物件の見積りを辞退します。

|  |
| --- |
| 公募グループ番号 |
|  |

【注意事項】

　○ 一旦提出した見積りを辞退する場合に、本様式を提出してください。

　○ 使用する印は、岡山市自動販売機設置事業者公募参加資格審査の使用印鑑届に押印した印鑑を使用してください。記名押印のないもの及び他の印鑑を使用した場合は、辞退の扱いになりませんのでご注意ください。

　○ 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください。

　○ 辞退する公募グループごとに提出してください。

年　　月　　日

行 政 財 産 使 用 許 可 申 請 書

岡　山　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

　下記により行政財産を使用したいので，許可願いたく申請いたします。

記

1　使用しようとする財産の表示

　　所　在

　　名　称

数　量

使用部分　　別図のとおり

2　使用目的及び使用を必要とする理由

3　使　用　期　間

4　添　付　書　類

　(1)　関係図面

　(2)　その他の関係書類

5　その他必要な事項

自動販売機設置管理協定書（見本）

岡山市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、乙が行政財産目的外使用許可申請に基づき設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し、行政財産目的外使用許可書に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

　（設置場所及び台数）

第１条　乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置場所：

設置台数：　台

　（行政財産目的外使用の許可及び使用料）

第２条　乙は、甲の指定する期日までに、自販機の設置に伴う行政財産目的外使用許可の申請及び使用料の納付を適正に行わなければならない。

　（協定期間）

第３条　自販機の設置期間は、前条の乙の申請に対し甲が許可した期間とする。

　ただし、設置施設の運営形態や自動販売機設置の必要性を勘案し、甲が適当と判断した場合には、令和　　年　　月　　日まで引き続き使用許可を行う。

２　本協定の期間は、前項に規定する自販機の設置期間とする。

　（電気使用料）

第４条　乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

２　乙が負担する電気代相当額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量に基づき、甲が計算した額とする。

３　乙は、前項の規定による電気代相当額を、甲が発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

　（自動販売機納付金）

第５条　自動販売機納付金は各自販機の売上実績額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に、納付金料率　　．　％を乗じて得た額に１００分の１１０を乗じた額とする。

　　ただし、その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

２　乙は、各自販機に係る各月ごとの売上本数、売上実績額及び納付金額を、当該月の翌月　　日までに書面により甲に報告するものとする。

３　乙は、納付金を甲が指定する期日までに納めなければならない。

　（設置費用等）

第６条　自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所等への届出等の費用は、全て乙の負担とする。

　（販売品目の構成等）

第７条　自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

（１）販売品目については、飲料（缶、ペットボトル、紙パック、ビン類）とし、多品種、多品目で一般市場において認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成とするよう努めること。

（２）販売開始後に甲から（１）の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応すること。

（３）夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

（４）酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。

　（販売価格）

第８条　販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、又は市場の状況等を勘案して甲が適当と認めた価格とすること。

　（維持管理責任等）

第９条　商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

２　乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。

３　乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、当該委託契約書又は協定書等の写しを甲に提出しなければならない。

４　乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。

５　乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行わなければならない。

６　乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認したうえで安全に設置しなければならない。

７　自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

（自販機設置の中止）

第１０条　乙は、行政財産目的外使用許可申請を取り下げることにより自販機の設置を中止することができる。ただし、甲が認める場合を除き、同一公募グループの一部の自動販売機の設置を中止することはできない。

２　前項の規定により行政財産目的外使用許可申請を取り下げるときは、乙は３ヶ月前までに書面により甲に申し出て、承認を得るものとする。

３　第１項の規定により行政財産目的外使用許可申請を取り下げた場合においても、納付済の使用料は返還しない。

　（協力関係）

第１１条　甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

　（賠償責任）

第１２条　乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において一切解決するものとする。

ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

　（自販機の盗難及び破損）

第１３条　甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

２　乙は、自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

３　甲は、自販機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

４　第２項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

（売上調査）

第１４条　甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

（自販機の交換）

第１５条　乙が、自販機の交換（リプレイス）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。

（協定解除）

第１６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、行政財産目的外使用許可を取り消し、この協定を解除することができるものとする。

（１）本協定の条項に違反したとき。

（２）事業の存続が困難であると認められたとき。

（３）社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。

（４）第４条、第５条及び第６条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず納入期限を３ヶ月以上経過してしてもなお履行しないとき。

２　前項により協定が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

３　乙は前項の規定により協定が解除された場合には、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

４　乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

　（原状回復）

第１７条　乙は、協定期間が満了した場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。ただし、甲が必要がないと認めた場合は、この限りでない。

　（疑義の解釈等）

第１８条　この協定書の定めに疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

甲　岡山市北区大供一丁目１番１号

岡　山　市

岡山市長　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印